

障がい者差別解消法（正式名称は、障がいを理由とする差別の解消の推進に関する法律）という法律をご存じでしょうか。平成28年4月に施行され、障がいのある人もない人も、互いにその人らしさを認め合いながら、共に生きる社会を作ることを目指しています。今回は、この法律の内容をご紹介します。

「不当な差別的取扱い」と「合理的配慮の提供」

障がい者差別解消法は、障がい者に対する「不当な差別的取扱い」を禁止し、「合理的配慮の提供」を求めています。そうすることで、障がいのある人もない人も共に暮らせる社会を目指しています。

不当な差別的取扱いとは、国・都道府県・市町村などの行政、会社やお店などの事業者が、障がいのある人に対して、正当な理由なく障がいを理由として差別することです。

では、合理的な配慮の提供とは、どのようなことでしょうか。

法律は、障がいのある人は、社会の中にある様々な障壁によって生活しづらい場合があることを前提としています。こういった障壁＝バリアを取り除くために、障がいのある人から何らかの対応が必要だとの意思が伝えられたとき、国・都道府県・市町村などの行政、会社やお店などの事業者には、負担が重すぎない範囲で対応すること（事業者に対しては、対応に努めること）が求められています。

不当な差別的取扱いについての具体例

- ・受付の対応を拒否する
- ・本人を無視して、介助者や支援者、付き添いの人だけに話しかける
- ・学校の受験や入学を拒否する
- ・障がい者向けの物件はないと言って、対応しない
- ・保護者や介助者が一緒にいないとお店に入れない

合理的配慮の提供についての具体例

- ・講演会などで、障がいのある人の特性に応じて座席を決める
- ・意思を伝え合うために、絵や写真のカードやタブレット端末などを使う
- ・段差がある場合に、スロープなどを使って補助をする



対象となる障がい者、事業者は？

この法律に書いてある障がい者とは、障がい者手帳を持っている人のことだけではありません。身体障がいのある人、知的障がいのある人、精神障がいのある人（発達障がいのある人も含む）、その他の心や体の働きに障がいのある人で、障がいや社会の中にある障壁によって日常生活や社会生活に相当な制限を受けている人すべてが対象です。

事業者とは、会社やお店など、同じサービスを繰り返し継続する意思をもって行う人たちです。ボランティア活動をするグループなども事業者に入ります。

下野市がこれから目指す方向性

障がい者差別解消法が施行されてから、4年が経過しようとしています。

市内でも様々な問題がありました。

選挙の投票所で「障がい者は期日前投票しろ」等と心ない言葉をかけられたという相談や、ストーマ（人工肛門）を装着していることを理由に、入浴施設の利用を断られたという相談もありました。

差別事案や相談に対する対応を協議する場として、市障がい者差別解消支援地域協議会があります。この協議会では、市内で発生した事案について協議し、解決のための取組を行っています。

この法律を通して、まず、何が差別にあたるのか、どういった配慮が必要なのかを知ることが大切です。社会を構成する市民1人ひとり、障がいのある人・ない人が互いに関わり合いながら、お互いの理解を深めていけるよう、今後取り組んでいきます。

困ったときには

障がいがあることを理由に不当な差別的取扱いを受けた、合理的配慮を提供してもらえなかったなど、困ったことがあったら、社会福祉課（☎(32)8900）にご相談ください。